

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

つばめ長電タクシー株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び運行管理者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定(Plan)・実行(Do)・チェック(Check)・改善(Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 輸送の安全に関する目標

令和7年度目標

有責事故件数0(ゼロ)を目標とします。

(2) 目標の達成状況

令和6年度状況

令和5年6月につばめタクシー株式会社と経営統合を行い保有車両数が倍増したため、単純な比較はできませんが、令和5年度と比較し自損事故を含む事故件数が42件から59件、有責事故（一部当方の責任事故を含む）についても35件から51件と増やしてしまいました。51件の責任事故のうち37件が自損事故であり、事故全体の約63%にも及びます。自損事故の多くが漫然運転に起因すると推測でき、大いに反省しなければなりません。

有責事故については全体の86%を占めており、目標の有責事故件数0(ゼロ)には遠く及ばず、大きな課題を残す結果になってしまいました。

令和7年度も、安全運行を最重点目標に掲げ、前年度をしっかりと総括する中で、引き続

き有責事故件数0(ゼロ)を目指し、全社員が一丸となり取り組んでまいります。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和6年度の事故類型別の事故件数は、以下の通りです

項 目	件 数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	1
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0
総 件 数	0

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 運転者教育・研修

運転者安全教育の実施、適性診断(初任診断・適齢診断)の受診、ヒヤリハット報告とその共有により輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

(2) 交通安全期間中は、事故防止運動を実施します。

- ・春の全国交通安全運動
- ・プロドライバー事故防止コンクール
- ・夏の交通安全やまびこ運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・年末年始自動車総点検

5. 実施済み安全対策

(1) アルコール検知器による運転者への厳格な呼気検査を実施しています。

(2) ドライブレコーダーを活用し、運行管理者による輸送の安全指導を実施しています。

(3) 月例で行う所長会議では輸送の安全に関し議論し、問題があれば適切な措置を講じています。

(3) 事故惹起者に対しては、役員による面談を行っています。